

第170回 石川県都市計画審議会

令和2年2月20日(木) 13時30分から

石川県庁舎 11階 第1109会議室

◎事務局 : 定刻になりましたので、ただいまから、第170回石川県都市計画審議会を開催いたします。はじめに、事務局を代表いたしまして、竹俣土木部長からご挨拶申し上げます。

◎竹俣部長 : 石川県土木部長の竹俣でございます。第170回の都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変ご多忙中にも関わらず、こうしてご出席頂きまして誠にありがとうございます。また、平素より、本県の土木行政の推進に格段のご支援、ご協力、ご指導を賜っておりますことを、重ねて感謝を申し上げます。

さて、北陸新幹線の金沢開業から5年が経過しようとしておりますけれども、これまでも多くの観光客の方々に本県にお越しを頂き、今なお開業効果が持続しております。これも、委員の皆様のご指導のもと、歴史や文化、そして美しい街なみといった、本県が長きにわたって培ってきた魅力を継承しながらも、近代的な都市サービスを兼ね備えるまちづくりを進めてきた賜物だと、それが高い評価を頂いているものと考えております。引き続き、新幹線開業効果の更なる持続・拡大とともに敦賀延伸による県内全線開業も見据えまして、交流基盤の整備はもとより、本県の魅力に更なる厚みを加える取組みを着実に進めていきたいと考えております。

また、近年、全国的にも大規模な自然災害が発生しております。県民の皆様の安全安心の確保にも取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様のご支援をお願いする次第でございます。

本日は、加賀都市計画として、国道8号福井県境部における4車線化の決定や山中地域における都市計画道路の見直し、白山都市計画として松任海浜公園の変更などについて、ご審議を賜ることとしております。委員の皆様方には、どうぞ厳正なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

◎事務局 : 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。まず、A4の議事次第が1枚、次にA4黒の背表紙の第170回石川県都市計画審議会報告及び議案書こちらの方が1冊、そのほか、参考資料としましてA3のペーパーが1枚、報告事項資料としましてA4が1枚、A3が1枚、こちらの方はクリップ止めしたものが1部、最後に石川県都市計画審議会条例、こちらの方A4が1枚になっております。以上5種類の資料をお配りしております。資料の不足などがございましたら、挙手いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、議事次第に沿って進めてまいります。議事次第の2、

委員交代の報告についてでございます。議案書の1ページをご覧ください。こちらの方、当審議会の委員及び幹事の名簿となっております。人事異動により、新たに委員に就任いただいた方についてご報告いたします。お手数ですが、2ページをお開き願います。真ん中より少し下になります。臨時委員でございますが、近畿中部防衛局長の柗賀政浩様に、ご就任をいただいております。委員の交代についてのご報告は以上でございます。

なお、本日の審議会には、出席依頼委員20名中、17名の委員の方々にご出席いただいております。

それでは、ここからの議事進行につきましては、川上会長にお願いしたいと存じます。川上会長、どうぞよろしくお願いたします。

◆川上会長： 本日は、委員の皆様には、ご多用中ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。

それでは、審議に移りたいと思います。引き続き、お手元の議事次第にそって議事を進めさせて頂きます。先ほど、事務局から報告がありましたように、出席依頼委員20名中、17名のご出席を頂いておりますので、半数以上のご出席ということで、本日の審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、砂塚委員と池本委員にお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

◎事務局： それでは、前回第169回審議会の結果についてご報告いたします。議案書は3ページになります。ご覧ください。1599号金沢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる都市計画マスタープランの変更について及び関連する2件の変更につきまして、令和元年10月29日に県告示を行っております。以上で、前回の審議会の報告を終わります。

◆川上会長： 今回の審議会には4ページにありますように、2件の議案が付議されております。内訳としては、加賀都市計画道路の変更については、加賀国道線の変更及び山中地区都市計画道路網の見直しに伴う道路の変更の2件、白山都市計画公園の変更については、松任海浜公園の変更及び手取公園の変更の2件となっております。早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは議第1602号加賀都市計画道路の変更についてを上程します。事務局から説明して下さい。

◎事務局： それでは、加賀都市計画道路 加賀国道線の変更についてご説明いたします。議案書は5ページ、図面は6ページになります。

こちらのスクリーンをご覧ください。加賀国道線は、国道8号の一部区間であり、加賀市箱宮町から加賀市熊坂町までを結ぶ主要幹線道路となっております。今回、こちらに示します熊坂交差点から福井県境部までを4車線計画で延

伸するものでございます。続きまして、国道8号の役割と現況について簡単にご説明させていただきます。国道8号は、北陸自動車道と平行し、日本海側の骨格的な道路として、地域の暮らしと経済を支える大動脈となっております。

整備状況についてですが、石川県側は、箱宮町から熊坂町までの現在一部事業中の区間除き、4車線で供用されております。一方、福井県側は現在、坂井市丸岡町までは4車線で供用しており、その先あわら市笹岡までは、2車線で暫定供用されております。今回変更を行います、こちらの区間につきましては、主要幹線道路であるにもかかわらず、片側1車線、現況幅8mの道路であり、防災上、交通安全上の多くの課題を抱えております。具体的に、次のスライドをご覧ください。国道8号の福井県境部では、平成30年2月に豪雪により4日間にわたりトラックなどが坂道を登れず、車両約1,500台が約10kmにおよび立ち往生するなど交通障害が発生しており、経済活動に大きな打撃を与えました。このことを契機に大雪による冬期交通障害の解消が求められております。大型車両のスリップ事故により、道路をふさいだ状況写真になります。当該区間は、片側車線の対面通行でありますので、衝突事故の発生時には、上下線が閉塞され、通行止めなどによる重大な事故も度々発生しております。福井の県境部におきましては、大雨による落石や法面崩壊の危険があることから、連続雨量180mmで通行止めとなる事前通行規制区間に指定されています。近年、頻発する集中豪雨が発生した場合には、交通の大動脈が寸断される恐れがありますので、早期の通行規制の解除が求められております。

変更内容についてご説明させていただきます。今回、加賀市熊坂町から福井県のあわら市牛ノ谷地内までの約4.5kmにつきまして、先ほどご説明しました課題を早期に解消するため、また、重要物流道路としての道路ネットワークの強化を図るために、石川県側約3.3kmにつきまして、新たに4車線のバイパス計画で都市計画決定を行うこととしております。ルートの選定にあたりましては、大雨による土砂崩れや冬期の積雪の影響を受けないトンネル構造とし、また、JR北陸本線や北陸新幹線との交差に支障がなく、また、経済的にも有利な海側へのバイパス案としております。なお、福井県側につきましては、今回、福井県決定として、都市計画の変更を行うこととなっております。

次に道路幅員についてご説明させていただきます。まずは一般部につきまして、将来の交通需要を約24,000台と見込んでおりますことから、道路規格を定める道路構造令に基づき、車道幅3.5mの4車線とし、路肩2m、中央帯3m、そして両側歩道3.5mの総幅員28mといたします。また、上段の平面図で熊坂南交差点からトンネル部までの区間につきましては、集落が海側のみであり、また、現況の歩行者数も少ないことから、海側への片側歩道で計画いたします。

次に、トンネル部の幅員についてご説明いたします。トンネル部につきましては、国道8号のほかのトンネルの実績や整備コストなども配慮し、海側のトンネル部は、一般部同様に集落のある海側に歩道を設けまして、総幅員10.5mとし、山側の福井方面へ向かうトンネル部につきましては総幅員8mといたします。

最後に、本案件は令和2年1月24日から2月7日まで、2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。以上で、説明の方を終わります。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問・ご意見はございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは、特にご意見・ご質問ございませんようですので、本案は、ご承認いただいたものといたします。続いて、事務局から説明してください。

- ◎事務局： それでは続きまして加賀都市計画道路の変更 温泉中央南線他2路線の変更についてご説明いたします。議案書は7ページ、図面は9ページとなります。また、お手元のA3参考資料とあわせてスクリーンの方ご覧ください。

まず、本県におけます長期未着手となっています都市計画道路の見直しの背景と取り組み状況についてご説明いたします。見直しの背景・必要性につきましては、人口減少・少子高齢化などの社会情勢の変化や、当初、計画決定時に比べ、まちづくりの方向性や道路の必要性が変化していること、また、長期的に権利制限をかけたまま未着手になっている、ということから、都市計画道路の見直しが必要となっております。このような中で、県では全国的に先駆けまして、平成15年度に石川県の都市計画道路見直しガイドラインを策定し、各市町において、平成18年度より長期未着手道路の見直しを進めております。これまでに9市4町で見直しが行われ、142路線、約287kmの見直しを行っております。平成17年度は、計画延長は1,064km、整備率が53%、20年以上未着手となっている道路が24%ありましたが、平成30年度では計画延長が1,012km、整備率が73%であり、長期未着手の道路については、平成30年では11%となっており、見直し当初に比べ13%ほど見直しが進んでおります。都市計画道路の見直しにあたりましては、交通上・防災上の支障の有無を検証した上で見直しを行うこととしております。具体的には、機能を代替する道路があるかどうか、2点目は物理的・地形的制約により整備が現実的かどうか、3点目が計画時に想定していた土地利用状況や計画が変化したかどうか、あと、街なみや文化資源を喪失の心配がないかどうか、このような視点で見直しの評価を行っています。

次に、加賀市における都市計画道路見直しの経緯について、ご説明いたします。加賀市においては、平成23年度より委員会を設置し、見直し作業に着手しております。平成25年度につきましては、山中地区を除く山代、大聖寺、作見、片山津地区の道路見直しを行い、都市計画の変更を行っております。山中地区につきましては、温泉中央南線におきまして、ルートなどについて継続検討する必要がありましたので、平成26年度より、地元協議会を組織し検討を進め、ようやく計画がまとまったことから、今回、加賀市では、検討委員会や地元説明会を経て原案を決定しております。今回、こちらに示します都市計画道路6路線、延長約2.8kmの計画の変更や廃止などを行うこととしており、このうち赤く囲ってあります県道区間を有する3路線、延長約1.3kmについて、今回、県決定として、本審議会に付議するものでございます。

路線ごとにご説明させていただきます。温泉中央南線は、昭和37年に温泉街の中心部を南北に縦断する幹線道路として都市計画決定されております。今回、青色に示します山中温泉のバスターミナルから、総湯であります菊の湯までの約350mにつきまして、沿道に家屋や商店が密集しており、拡幅整備による地域に与える影響が大きいこと、また、地域コミュニティの喪失が懸念されることから、当該区間を廃止することとしております。また、赤色で示します主要な交通を担っている県道山中伊切線につきまして、交通の円滑化や賑わいの創出を図るため、線形の変更を行うこととしております。また、昭和46年に廃線となっています旧北陸鉄道山中線の交通広場についても、併せて変更するものいたします。

温泉中央南線は、山中温泉の目抜き通りでありまして、県ではこれまで地元と一体となり、平成9年度より街路事業を進めてきております。昨年9月にはこおろぎ町工区が完成し、事業区間全てが完成しております。道路の利用状況につきましては、秋の行楽シーズンには、歩行者が新幹線開業前の4倍にも増加しており、賑わいを見せているところでございます。今回、赤色で示す変更区間につきましては、地元の協議会と連携をとりながら、魅力ある街並みの形成を目指すこととしており、来年度より新たに事業に着手する予定としております。こちらは廃止区間の現況写真になります。現況幅員が5mと大変狭く、沿道には家屋や商店が建ち並んでおり、拡幅整備による影響が大きい状況が見受けられると思います。なお、廃止となる湯の本町通りにつきましては、歩道がないことから交通安全上の代替え対策としまして、道路の幅内におきまして、修景舗装による歩行空間の確保を行うこととしております。また、景観面につきましても、今回事業を予定している温泉中央南線と併せ、建物に対しての景観ルールを策定し、山中温泉らしい景観の創出を図り、相乗的に回遊性の向上を高めることとしております。

次に、温泉東山線についてご説明いたします。温泉東山線は、大聖寺川左岸に位置する市街地の外郭を形成する道路として昭和37年に計画決定され、50年以上未着手となっている路線でございます。本路線については、当初の決定時から年月が経ち、道路の必要性が変化したこと、また、住宅が密集しており、整備による地域に与える影響が大きいことから、路線の廃止を行うものとしております。こちらは温泉東山線の現況写真です。道路が狭隘で、沿道に建物が建ち並んでいる状況でございます。なお、当路線につきましては、廃止にあたり、防災上の支障の有無として、現道や並行する市道に消防水利が配置されており、消防活動が容易にできる環境が整っていることから、防災上の支障はないと判断しております。なお、加賀市では、生活環境を良くするため、並行する黄色で示しています市道につきまして、今後、交差点部の隅切りの改良などを具体的に協議を進めていくと聞いております。

最後になりますが、桂木線についてご説明いたします。桂木線は、昭和56年に山中温泉街を南北に縦断する幹線道路として都市計画決定されております。今回、先に説明しました温泉東山線の廃止や温泉中央南線の線形変更と併せ、主要交通を担うオレンジ色の路線への変更を行い、円滑な交通の確保のため

め、道路ネットワークの見直しを行うこととしております。

最後に、本案件は8月2日から8月16日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上で、説明の方を終わります。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問・ご意見はございませんでしょうか。

◆福村委員： 青の部分について線形が非常に良くなるのは結構なことです。廃止になる路線というのは一体、後どういうふうになるんですか。歩道で使うのか、どういう形になるんでしょうか。

◆川上会長： 事務局からお願いします。

◎事務局： 廃止区間のその後の対応ということでよろしいでしょうか。

◆福村委員： はい。

◎事務局： 廃止する区間につきましては、廃止した後も現道として残りますので、その点につきましては、支障があればそこに対して別途対応する場合もございますし、そのまま道路幅が出ていたりしまして、交通上問題がなければ、そのまま継続して道路として活用する形になります。

◆福村委員： 廃止というのは、都市計画決定を廃止するというのか、道路を廃止するというのか。それから、廃止した場合、これは県道と市道だったんですか。県廃止というのは県道だったということですか。

◎事務局： はい、そうです。

◆福村委員： この道路は、依然として管理は、県のは県、市道であったものは市が、今後とも管理するということですか。

◎事務局： はい、そのとおりでございます。

◆川上会長： よろしいでしょうか。県道だから県決定であったが、長期未着手の路線であり、代替路線を振り替えることによって、その計画を廃止する。だから、道路機能はこれまでと同じような形で利用するということだと思います。

これに関連して、私から意見になるんですが、ここは商店街になっていますので非常に狭い道路でもありますから、歩行者専用化と言いますか、歩行者優先型のものにできるだけするような対応を、今後地元の方で、加賀市の方を中心にして、地元と進めていくことが望ましいと思います。そうすることによって、ゆげ街道の先ほど事務局から説明がありました賑わいが、そちらにもつながっていくということになると思いますので。建物の改修的な図面が先ほど出

ていましたが、道路空間の舗装の見直し程度では必ずしもその効果は十分ではないと思われますので、せめて指定許可車以外進入禁止のような、それくらいの対応を地元と協議しながら進めて頂きたいなというふうに思いました。

他にご意見ないでしょうか。

それでは、もう1点私から意見を申し上げたいんですが、温泉東山線を都市計画道路の見直しに当たって廃止するというその方針はよろしいと思うんですが、これは交通機能だけではなくて、先ほど説明に合ったように防災的な機能もあるわけで、ここの通っている路線の周辺は、密集的な市街地を形成しているところでもあります。だから廃止するだけでは十分ではなくて、先ほど事務局から説明がありましたように、加賀市が地元と一体となって、道路とか交差点部改良とか消防対策とかいうことを取り組むということを言われていますが、建物側も含めて建築的な防災の強化や、あるいはどこかに消火用水を整備するとか、あるいは丁度、現在、市の決定で廃止予定になっている東西方向にある水色の路線については、防災的な観点から見ると是非残しても良いようなふうには見える路線ですね。だからそういうことも含めて、どうか加賀市が中心となって、地元と一体となって、防災的な対応を是非、強く進めていただければと思います。県におかれては、色んな形で支援していただければというふうに思います。

他に何かご意見ないでしょうか。それでは、特に他にご意見等ないようですので、本案は、ご承認いただいたものといたします。

それでは、議第1603号白山都市計画公園の変更についてを上程します。事務局から説明してください。

◎事務局：それでは、白山都市計画公園 松任海浜公園の変更についてご説明いたします。議案書は10ページ、図面は11ページになります。

まず、松任海浜公園の概要についてご説明いたします。図面中央を斜めに走る道路が北陸自動車道、こちらが徳光パーキングエリアで、こちらが加賀海浜産業道路です。北陸自動車道と加賀海浜産業道路に隣接する緑色の部分が松任海浜公園であり、誰もが気軽に楽しめる海浜レクリエーション空間として、昭和50年に都市計画決定され、平成6年には、公園駐車場などの施設の充実を図るため、徳光パーキングエリアの上り線側に、公園区域を追加しております。なお、整備にあたっては、海岸・公園・高速道路が一体となった空間の創出を図るため、コースタル・コミュニティ・ゾーン計画、いわゆるCCZ整備計画のもとに整備を進め、公園の利用促進を図ってきました。

今回の変更は、青色に示します、こちらの区域になります。今回変更を行う区域につきましては、交通の利便性の高い区域であることから、白山市では、民間活力を導入した民活ゾーンとして、物販施設や飲食施設などを立地させ、公園利用者だけでなく、高速道路利用者や近隣地域からの利用により、地域の活性化や交流の促進を目指すため、今回、民活ゾーンとして、公園区域からの削除を行うものといたします。参考までにこちらは、民間開発が行われる整備イメージになります。敷地には、地元特産品を扱う物産館や飲食店等などが計

画されております。本年の8月に開業を目指していると聞いております。なお、公園区域からの削除に併せまして、白山市では、地区計画制度を活用して、今回の開発に対し、建物の種類や高さ、色彩などを細かくルール決めし、無秩序な開発を抑制するとともに、海浜公園と調和した土地利用を図ることとしております。

最後に、本案件は今年の1月24日から2月7日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問・ご意見はございませんでしょうか。
- ◆高山委員： 今回の廃止に直接に関係しないんですけど、この松任海浜公園は都市計画公園の中で、どのような位置づけの公園、レクリエーション公園、それとも広域公園、あるいは都市公園ではなさそうなんですけど、どういう位置づけの公園に指定されているのでしょうか。
- ◎事務局： 都市計画の公園の位置づけで言いますと、総合公園という位置づけになっております。
- ◆高山委員： 白山市には他にも総合公園は指定してあるのでしょうか。ここだけでしょうか。
- ◎事務局： 白山都市計画におきましては、総合公園としてではないですが、白山のテーマパークというものが、広域公園という形で計画決定されています。
- ◆高山委員： 白山ろくにあるテーマパークのことでしょうか。
- ◎事務局： はい、そうです。
- ◆高山委員： わかりました。ありがとうございます。
- ◆川上会長： 他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。
私から1点意見になるんですが、今回、除外区域に民間の活力を活用するという事で、物販と宿泊施設等が計画されています。それについては景観等を考慮して、地区計画を今検討するという事になっているんですが、先ほど説明があったように、地区計画で宿泊施設については、高さ規制が31m以下とされています。31mというのは、従来から商業系の地域等で、都市の中心市街地などで用いられる高さ規制ですけど、この地区は市街地ではないので当然ですが、ほとんど高い建物が無い中で、眺望景観と言いますか、海側だけでなく、山側ですね、白山方向を含めて、高速自動車道とか、あるいはサービスエリア内からとか、陸橋上からとかいう形で、景観的にも重要なところに単独で非常に高い建物が建つ可能性があります。まだ高さは決まってないと思いま

すけど、その辺については、ちょっとした印象的な感想ですけど、もう少し高さは低いほうが良いかなと景観的には思います。これは意見なので、市を中心に検討を進めていただければというふうに思います。

- ◆川上会長： 他に何かご質問・ご意見ございませんでしょうか。
では、特に他にないようですので、本案は、ご承認いただいたものといたします。
続いて、事務局から説明してください。

- ◎事務局： それでは、白山都市計画公園 手取公園の変更についてご説明いたします。議案書は12ページ、図面は13ページになります。こちらのスクリーンをご覧ください。

まず、手取公園の概要をご説明いたします。手取公園は手取川の河口付近に位置し、手取川と日本海に面し、クロマツ林が広がっており、優れた景観と豊かな自然を利用した公園として都市計画決定されております。計画面積は62haとなります。和波・平加園地にはクロマツの樹林が自然保全園地としてあり、グラウンドゴルフ場やウォーターガーデンも整備されています。また、美し河原園地には多目的広場、湊スポーツ園地には野球場やサッカー場が整備されております。

こちらが、手取公園の計画平面図です。今回、赤色で示します区域について、以前は美川町の下水道処理場がありましたが、平成17年に美川処理区の統廃合に併せまして稼働を停止しており、跡地となった区域につきまして、今回公園として取り込み、手取公園と一体的な利用を図るために、今回新たに1.1haを公園区域に追加いたします。また、青色で示します約0.1haの区域につきましては、先ほどの追加区域において代替緑地が確保されたことから、また、民間施設が立地していることから、公園区域から削除いたします。

こちらが参考ですが、現況写真になります。下水道処理施設の跡地の状況です。左の写真は芝生広場の状況で、右側が少し見づらいですが、クロマツ林の自然保全園地とされております。なお、今回の都市計画決定を受けまして、当該区域についても手取公園としてさらなる利用の促進を図ることとしております。

最後に、本案件につきましては今年の1月24日から2月7日までの2週間縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。以上でございます。

- ◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問・ご意見はございませんでしょうか。
ございませんでしょうか。特にご意見・ご質問ないようですので、本案は、ご承認いただいたものといたします。
最後に、事務局の方から、都市計画決定案件(市町決定)について報告をお願いいたします。

- ◎事務局： それでは説明いたします。お手元の報告事項資料をご覧ください。

こちらは、前回169回審議会のありました、令和元年10月1日以降に、市町におきまして決定告示された案件の一覧でございます。

土地利用に関するものは、金沢市及び野々市市における用途地域や地区計画などの変更が5件、都市施設に関するものは、金沢市及び能美市における道路や下水道の変更が3件、そのほかに金沢市の土地区画整理事業に伴う案件が1件の合計9件でございます。以上で報告を終わります。

◆川上会長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見ございませんでしょうか。
では、特にないようですので、以上で、本日諮問のありました案件、報告等につきましては審議が終了いたしました。それでは進行を事務局にお返しします。

◎事務局： 厳正なるご審議、誠にありがとうございました。
以上をもちまして、第170回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。